

総務常任委員会会議録

[平成22年 6月21日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年 6月21日
午前10時00分 開会
午後 0時20分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	喜 田 憲 康
財 務 部 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清

健康福祉部長	郷	直也
産業振興部長	水田	泰善
教育部長	奥村	智司
会計管理者次長兼会計課長	高川	欣士
市長公室次長	中田	眞一郎
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入谷	修司
緑総合窓口センター所長	長尾	重信
西淡総合窓口センター所長	前田	和義
三原総合窓口センター所長	久田	三枝子
南淡総合窓口センター所長	林	光一
財務部次長	土井本	環
次長兼監査委員事務局長	高見	雅文
市長公室課長	田村	愛子
総務部総務課長	佃	信夫
総務部防災課長	松下	良卓
総務部情報課長	富永	文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥	一三
財務部財政課長	神代	充広
財務部管財課長	堤	省司

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第45号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 30
 - ② 議案第46号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 38
 - ③ 議案第47号 南あわじ市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 39
 - ④ 議案第48号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 40
 - ⑤ 議案第44号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）…………… 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 41
3. その他…………… 42

III. 会議録

総務常任委員会

平成22年 6月21日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後12時20分)

○出田裕重委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、総務常任委員会開催いたしましたところ、多数、全員おそろいいただきましてありがとうございます。

長々とあいさつをすることはないんですが、梅雨に入って、これから、多分また不安定な天気が続いて、いろいろな災害が起こるんじゃないかなというような、一人でそんな心配もしておりますので、また執行部の皆さんにおかれましては初動体制を特に、宮崎県の口蹄疫じゃないですけども、特に行政らしく初動体制に気をつけていただきたいなとお願いだけして、本日の総務常任委員会開始をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、執行部からあいさつをお願いいたします。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

今も、梅雨の関連するお話がございましたが、案外とことしの梅雨、集中豪雨があるようですが、この淡路はちょうどその合間あいまであるようでございます。何とか災害のない、そういう季節であってほしいなと思います。

きょうは、第33回の定例会におきまして、総務常任委員会、付託をさせていただきました案件につきまして御審議を願うところでございます。どうぞ、慎重審議、適切妥当な御決定をお願いいたします。

2件、ちょっと御報告をさせていただきます。

1つは、新年度予算にも計上させていただきました、地域の経済活性化に向けての「元気出そう商い応援券」、この間も記者会見をしたんですが、案外、新聞社大勢来てたんですが、神戸新聞もまだ記事になっておりませんが、6月26、27、この2日間とりあえず2億円、プレミアム10%、それぞれの旧町の、場所は一括しておりませんが発売をいたします。また、議員の先生方も是非御協力のほどをお願いいたします。

もう1件は7月1日から、これはもう毎年行われておりますが、社会を明るくする運動。ことしはちょうど第60回目を迎えます。終戦後の、あの本当に犯罪の多い子供たちを含めて、混沌とする社会を何とか意のある人たちが、その社会を守り育てたいというような趣旨で出発したんですがちょうど60回を迎えます。きょうもその推進委員会の開催があるわけでございます。強化月間は、7月1日から1カ月間ということでございます。また、

いろいろな催しも考えております、また議員の先生方も場面によりましては、いろいろ御参加もお願いできればなと思っている次第でございます。

以上2件、当面の御報告を申し上げます。ちょうどあと、また県の方からも来庁していただける公務が入っておりますので、大変勝手ですが中座させていただきます。

1. 付託案件

⑤ 議案第44号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）

○出田裕重委員長 それでは、ただいまから第33回定例会において、当委員会に付託をされました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。付託案件については本会議において説明を受けておりますが、本委員会は質疑から行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 それでは異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

説明員の入れかえの関係により、審査の順序を変更しておりますので、まず議案第44号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず歳入について、ページは6ページまででお願いをいたします。

質疑はございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 6ページまでですよ。5ページのとこの消費者行政活性化基金、これは一体どういうことを南あわじ市では考えられているのか教えていただけますか。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） これは、消費者庁が発足しまして、その関係で県が20年度に基金を積みまして、その基金の運用で、南あわじ市の方にも基金の場合は約1千7百万ほど入ってきます。その補助金を使いまして、歳出における消費生活相談員というのをおきまして、多重債務であるとかそういった契約のトラブル、そういったことを相談する相談員をおくことにしております、歳出になるんですけれども、諸費の関係で予算を

計上しているところでございます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その相談員の人数的なもの、将来的に何人ぐらい置くつもりか、それでもそれはどこかの部に入るのか、消費者生活センターみたいな形で単独でという窓口をつくるのか。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 一応、市民課に属しておりまして、別に消費者相談センターというものを設けまして、相談業務を行っていくつもりでございます。それと、現在、今21年の4月1日から開設しておりますが、今現在、月、火、木、金と週4日を2人の相談員で行っております。週に2日2人ずつを、今現在、相談業務に携わっております。それと、22年度におきましては、1名相談員を追加しまして、研修を受けて22年度の、今の予定でしたら12月ぐらいから、延べ3人になるんですけれども、相談員は2人で相談業務を行っていきたいと考えておりまして、また2人体制になれば、また出前講座なり何なりと行けるのかなと、今後はそういうふうな相談も受けながら、外へ出て行って講座とかをする計画でおります。

以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、この補助金については継続的なもの、それとも期間が限定されるものどちらになるんですか。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） この基金は、21、22、23年度で、今の予定では23年度で終わります。ですから、24年度からは今の予定では今度、単費、市の一般財源でもたなければならないと、今の現時点ではそういうことになっております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 将来的なことになるんですが、やっぱりそれでも今の、今度3人で2

人ずつをつけていくという態勢はずっと維持するという方向ですか。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 今の予定では、その2人態勢でやっていきたいと考えております。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 財産収入の財産売却収入、先般も同僚議員がお尋ねされとった件ですけど、1億5467万7,000円、これは長田寮と市の公募の、岡田部長、この前の分も含めての合計なんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） そのとおりでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 大体、それだったらパーティ周辺の市有地の坪単価はどれ位で売却されてますか。

○出田裕重委員長 答弁できますか。
財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 平米4万6,000円です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、部長、私この要は買い手先というか、売却先なんですけど、この辺は契約はもう当然成立されてるからここへ入ってると思うんですけど、その辺の公表はできないんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 一応、登記が完了すれば公表は可能かなと思いますけども、現在の時点は契約で終わって、いわゆる契約金額の部分を含められてもらう時期なんです。6月いっぱいをお願いをしておる契約なんで、別に隠すとかいうことではないんですけども、相手方との中でもし何かあっても困りますんで、基本的には登記を完了するまでの間は非公表と。兵庫県なんかの取り扱いも同様な形をしておりますんで、その辺も参考に取り扱いを行っております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、登記が完了した段階では、相手先との公表はされるという理解でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 積極的な公開という思いはありませんけども、当然問い合わせがあればできるかなと思います。当然、登記所へ行けば閲覧ができますんで。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私としては、当然市の市有地なんで、契約した段階で相手先等々、周辺の方々もそういうふうな住民の意識というか、どういう業者が来るかとか、どういう方々が来ていただけるかというようなことは、できるだけ安心を含めた上で公開というか、隠ぺいする必要はないと思うんですけど、その辺の見解は違うんですかね。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） とりあえず、今回、本会議なんかでも質問があった関係で相手方と話し合いをしまして、オープンにしても結構ですとこういうことなんで、公表はできると思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、ちょっとそれもうわさの域を出んのやけども、かなり市民にとってはありがたい施設が来るというようなことを聞いとんやけど、そこらはなぜ情報公開と

どうか、市有地の売却で予算書にもこういうふうにした段階でも、まだ発表、公表ができないというのは私はちょっと納得できらんとこがあんねんけど、そこらはどういうことですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 財産の売り払い関係で、5千平米以上かつ2千万以上というのが議会の同意案件なんですよね。こういう案件については、当然相手方とは契約の段階で議案に提案する必要があるよということで、当然オープンになりますという了解は取るんですけども、いわゆる議会の案件にならない物件については、基本的に相手方との了解がない中で、すぐにオープンというのはやや問題があるというようなことがあります。ですから、相手方との了解が取ればこれは別に問題ないんかなと、こんな思いです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど、相手方の了解を得るということは、今この場で公表できるということなんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 公表させてもらいます。小井の物件を2筆売却をいたしております。1筆につきましては医療関係、一人は愛媛県の方でございまして、この方が皮膚科の病院を運営されている方です。もう一人1筆が、同じく医療関係なんですけども、この方が眼科を運営しておる方ということで、この方が徳島県の方でございまして。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も、救急等々で市内、本当に今お聞きしたら皮膚科、眼科、市内で非常に開業を待ち望んどるような医療関係が市内に進出していただけたなど、非常にありがたい市民として感謝するし、しっかりと管財課の方はこういうふうな、本当に市民にとってはありがたい施設なんで、大々的に公表までせえとは言わんのやけど、皮膚科、眼科いうたら本当に市内に医療機関が少ないような状況なんで、これはまさに市民のためにこういうふうな施設がよく来ていただいたなということで、本当に感謝するような次第で質問を終わるときです。

○出田裕重委員長 ほかに。ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 5 ページの県補助金なんですけども、帰国子女それから外国人の児童生徒の受け入れ態勢の整備事業ということなんですけども、今この南あわじ市にはこういう関係の世帯というのか生徒数はどのぐらいいてるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） この関係につきましては、湊小学校、松帆小学校、西淡御原中学校、合わせて8名の外国人児童生徒を対象にしております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、どういう授業なんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほど言いました、外国人の児童生徒が日本に来て勉強できるように、そういうふうな態勢の環境を整備していこうと、そういうふうな事業でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、いわゆる相談業務になるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 例えば、就学指導とか学校でするような場合でも、言葉が通じないというような例もありますので、そういうような形の補助というような形で入っていただいたり、例えばその授業に補助として入っていただいたりとかいうようなこともございます。それと、元々先ほども言いました根本的な目的といいますのは、受け入れの態勢というようなことでございますので、例えば学校とか地域の方とかで組織した協議会でいろいろ相談して、受け入れの整備を図るといようなところも事業の一環としてございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、いわゆる県補助金ということなんですけども、いわゆる県のトンネル工事、トンネル事業、それとも市から幾らかそこへ上乘せして事業をやっていると。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 丸々、県の費用でございます。

○北村利夫委員 終わっときます。

○出田裕重委員長 ほかに、歳入について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、次に歳出に移ります。

款 2. 総務費から、款 13. 諸支出金。ページは、7 ページ、8 ページ、9 ページとなります。

質疑はございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 8 ページ、商工費。この農商工連携事業、これは確か県か国かどっちかの事業だったんです。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 農商工連携事業は国の事業です。経済産業省と農林省、両方をたした事業になります。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、今回この基金を取り崩してますよね、1千250万、淡路鳴門岬公園開発基金。この基金の主要目的というのは確かあったと思うんですけども、この目的というのはどういう目的だったのか、ちょっと調べてわかりますか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ちょっと、手元に今書いた資料には持ってないんですが、基本的に記念館なりみさき荘の改修なり、そういうお客さんに来てもらうためのものを使うということで思っております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 多分、大型改修とか鳴門岬公園等の諸々のものを使うというふうなことが確かうたっておったような気がするんですけども、この農商工連携というのは国の事業であって、そしてそこに農業、それはブルーベリー、馬回の方の何か。それと、商工いうんやけども、これ商工いっても株式会社うずの国1社なんですよね。それを、1社にこの基金を1千250万円取り崩していいのか悪いのか、僕にとってはちょっとそれ1社に対してその基金を取り崩すというのは無謀なやり方ではないのかなという思いがするんですけども、この点いかがですか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 農商工連携事業が、5カ年事業で今動いております。その中で、主目的がこの観光施設を利用していただく方の魅力になるようなものをつくるという形になっておりますので、農商工連携事業ではやっていけないハード部分のものをつくります。この分についてはずっと残ります。例えば、指定管理が終わったあとでもその施設は残っていきますので、そういうものは問題ないかなと思います。

事業自体は、農商工連携事業のものを置くようにはなるんですが、事業自体はうちの方の市の市のお金でそういう施設を改修するという形になってます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これね、あんまりどうこう言うんじゃないんよ、そやけどもこの施設をつくることによって、今来てる集客よりどれだけ集客がより一層望めるのか、そういうことを検証されておるのかどうかいうのもちょっと聞きたいんです。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 本会議の予算の説明のところで私が申し上げましたんですが、これは農商工と書いてありますが、本来は淡路人形座が新しい施設に移転したあとの大鳴門橋記念館の整備事業、これの一環というようなことで前々から皆さん方にもお話しておりましたように、我々担当部局やそれからコンサルタント、それから指定管理をしておりますうずの国も入って、今後どのようにしていくのか、人形座が出たあとどうするのかという話をいろいろ煮詰めておるわけなんです、施設そのものは県の施設、それから認可をいただいております環境省とも調整する必要があつて、そういうところとも調整を今進めております。その一環として、大鳴門橋記念館の屋外を利用して、これがうずの国と馬回地区で、もう既に皆さん方先ほどお話しておりますような農商工連携事業をやってきておると。それを、本格的に実施をしたいというのがうずの国の御意見でもあります。先ほど申し上げましたような調整の中で、それではせつかく今まで構築してきたものを、早く事業化をしたいということでございますので、本来ですと大鳴門橋記念館の人形座が移転した跡地の整備事業が策定されてからするのが当たり前なんです、うずの国からも強い要望がありましたので、今回、屋外事業というようなことでこの事業をするものでございまして、来年はその中身についてかっちりとしたものができるので、来年度引き続き大鳴門橋記念館の整備をやっていくということで、今、話を煮詰めておるわけでございますので、これにつきましては、大鳴門橋記念館の整備事業ということで受けとめていただきたいと思ひます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、その大鳴門橋記念館、人形座がのいたあとのそのどうあるべきかということに対しての対策というふうなことだったんですけども、それに対して、うずの国が強こういう施設、建物をつくってやってくれという要望があつたと。通常、要望だけじゃあかんと思うねんね、これ、副市長。やっぱり要望というのは、事業計画、事業計画案、それに対して、この事業に対してこれだけの費用対効果がありますよと、これだけの集客が見込まれますよという、強い要望だけじゃなしにやはり慎重に調査し、そういうふうな事柄を要望書に同封して提出するべきだと思ふんですけども、今、質問しました、どれだけの集客が望めるのかという点についてまだ答弁していただいてないんですけど。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 大鳴門橋記念館は、大鳴門橋記念館と人形座二つで成り立つてるわけなんです、今度、人形会館が新しくできて人形座が移転をすることになります。そういうことで、人形座があそこにあつたという集客のものもあるわけなんで、そういう

ものをどうして穴埋めをしていくかということ、先ほど言いましたように、我々の担当部局それからうずの国等が入って、今コンサルタントにもお話をしながら、どのようにしていくかということをやっております。ある程度のものはでき上がってきておりますが、やっぱり食を使ったもので大鳴門橋記念館の新しいコンセプトをつくっていきたいということではまとまりつつありますので、そのまとまりつつある中で一部、やはり早く事業を展開したいというふうなことでございますので今回させていただきました。うずの国とは10年間指定管理をしております。うずの国も、片や人形会館があるという形で、今のところ私どもとうずの国が指定管理をしておるわけでございますので、そこが変わってくると、中身が変わってくるということになりますと、やはりうずの国がプラスになるのかマイナスになるのかということは推しはからなければいけないわけなんです、マイナスが出るとすればそれを補ってあげなければいけないというふうなことで、今、鋭意その整備計画を間もなくまとまるんですが、することにしておりますが、その整備計画の一環としてこれは今回やるということにいたしております。これで、何とか人形座が移転したあとも採算ベースを持ちこたえられるといううずの国からもそういう御意見ということで聞いております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、副市長が人形座を記念館にあるという過程でと言っていましたけども、このうずの国が人形会館移転しますよと言ったときにどうですかと言ったら、ああ、もう結構ですよと、快く了解を得たというふうなことを聞いておりますので、そうしたらその後どうするんやと言ったら、うずの国の社長いわく、いやもう、うちでいろいろ工夫して商業的に頑張るやりますよというようなことも含めて聞いておったんですけども、まして、今、副市長言うんだったら、うずの国がそれだけ人形会館に来てる客が減るんで、それに対しての申しわけないからという形でこの建物基金を取り崩して建物をするというふうなことなんですけども、やはりこの農商工連携において、本当にブルーベリーで集客がどれだけ望めるのかという部分に私が疑問を持つ部分があるんです。ブルーベリーというのは、非常に目によい効果を与えるというふうなことも聞いておりますけども、こんなん言ったら、僕が目からしたら規模的には小さいなど、本当にブルーベリー植えるんなら、やはりそこら中ブルーベリーの山ぐらいの植えつけ、そういうふうなことが望めるのであればそれなりの集客があるけども、ごくその部分一部だけであれば、それだけの集客が望めないのかなという、これ私の商業感だけでものをおっしゃるんですけども、その点非常に1千250万円かけてやるに値するのか、費用対効果が望めるのかという部分なんです。ですから、そこをもう少し実証できるようなことを、数字的なり示してもうたら理解もしやすいんですけども、ただコンサル、コンサルというのは雇ってもそれは自分が商

売やから、よりお客さんに対していいように、いいように。また言葉、文章巧みで、写真もつけてそれ見よがしに、今までのコンサル、私ら見てきた中でそういうコンサルがやってきとるわけです。ですから、案外コンサルいうのも無責任な部分があるんですよね。そこらを含めて、本当に費用対効果は大丈夫かというところをもう一度お答え願いたい。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 農商工連携事業、先ほど出ましたけど、その部分で当然国なりの事業に対する評価が出てます。まず、基本的にはプログラムとして体験プログラム、先ほど出ましたブルーベリーを始めほかの果物や野菜の収穫体験、その事業とその収穫したものをを使ったお菓子づくり、またそれを加工したお土産づくり、それとレストランでそこら辺を食べていただくという食材提供、そういう諸諸を含めてやってますし、その場所自体が確かに狭いんですが、年間を通じて何かの形で次々新しいものが、収穫ができるものがくるというそういう考え方で事業が認定されています。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 お客が来ることが本当の目的で、望ましいことであって、鋭意努力してほしいと思います。終わるときです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっとお話をよく聞いとんねんけど、これ1千万でこの外構というか、農商工の屋外整備工事費が1千万と、設計委託料が50万と、それと記念碑が200万になってるんやけど、この1千万かけて外構ということは外周をリフォームというかするの、何かここ東屋みたいなやつを建ててそういう工事費なんか、具体的にはどういうことなんですか、これ。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今ある建物の南側になると思うんですが、一段高い人形座の裏口みたいなところ、そこの一角に鳥よけ、獣害よけの網を張るような、鉄骨で支柱をつくって網を張るような施設になります。当然、見ばえもある程度きれいなものにせんといかんし、今、インターロッキングで敷かれたところに、かん水設備なりそういうものもつくってという形になってます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、フェンス的なものの工事費が1千万円ということで、もうそういうことですか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） フェンス、天井の網も含めて、全部そういうものとかん水設備代と、そういうものを入れて考えてます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このスペースで何かを販売するとかいうような計画なんですか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ブルーベリーや、ほかの果物の鉢栽培をしたものをそこに並べると、そこでお客さんが、雨降るとる最中は無理ですけど、小雨ぐらいであれば収穫体験もできるし、ぬかるみではないのでどの状態でもいけると、また車いすも入れるというような格好で考えられています。

○出田裕重委員長 ほかに。
熊田委員。

○熊田 司委員 予防接種費負担金ですが、これの一人あたりの補助金の金額と、何人を対象として考えられていますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） これ、4月末段階で把握した人数ですが、大体640名ぐらいを想定しております。それで、この1回の接種が、これ金額が統一されておられません。7,000円から約8,000円、大体1回のワクチンでそれぐらいの経費がかかります。2分の1は自己負担、あとの2分の1を半分ずつ県と市が補助するというふうな状況で考えております。ただ、接種率とかワクチンが非常に少なくって、どれだけワクチンが入る

かという問題がございますので、おおむね640名の内の30%ぐらいが受けるんじゃないかというふうな予測で予算措置はしております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今のところ、640名の内の3割計算されてますが、もしこの金額を、例えば30じゃなしに半分ぐらいもし、ワクチンの数もありますんでそれは一概にどうと言えないんですが、それはワクチンの数は考えないとして、半分ぐらい受けたとすると金額が上がってきますよね。その場合は、この予算を超えたら打ち切りとかそういうんじゃないに、予算を超えてもそういう対象、希望者がいれば補助していくという考えでよろしいですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） その予定をしております。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 生活保護費についてちょっとお尋ねするわけですが、先般大阪市なんかでも。

○出田裕重委員長 何ページですか。

○谷口博文委員 8ページです、生活保護総務費。大阪なんかでも20名に1名とかいうような感じで、市内で14万人を超えるような世帯が生活保護を受給しとると。それと、先般から放送されとんのは、不正というか不正行為がかなり生活保護受給に当たって、転居であるとかそういうようなことも報道されとんやけど、南あわじ市の方ではそういうような制度に対して、追跡というかそのあたりはどのように不正受給防止というか、そこらに対応されておるかお尋ねいたします。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 受給者については、定期的に今のケースワーカーが巡回して今の状況を把握しております。このたびは、予算計上させていただいたのは、ケースワ

一カー以外に就労支援員といいまして、これは生活保護を受給されている方を主に就労していただく、稼働できる年齢というのがあるかと思うんですけども、今回のターゲットの50歳以下の方について、とにかく働く機会になるよう支援員がいろいろなところから情報を得てきて、その人に働いていただくという、やる気を起こしていただくというふうなことを支援するための予算措置でございまして、現在そういう不正受給とかいろいろなマスコミ等でされていますけども、南あわじ市についてはそういうことは余りないんであろうというふうなことは思っております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も、本当に生活困窮者に対しては生活保護等々で、本当に人権というか擁護することは私自身は全く問題ないというような解釈で、セーフティーネットというか、本当に近年自殺者が3万人以上11年以上も発生しとる我が国において、生活保護受給というのは当然生活困窮者に対してはしてあげたらええねんけど、働ける、要は年代で勤労意欲のある方々には、そういうふうな支援事業として今回やられるというように受けとめてよろしいんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 今回の就労支援員の、臨時で雇うわけなんですけども、それについては主に先ほど答弁させていただきましたとおりあくまでも就労、それをねらって雇うと、そういうことでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも、国内の経済が厳しい中、生活保護受給というのが本当に連日のように大阪等々で不正受給というか、そのあたり市内やから淡路の人やからそんなことは僕は心配してないんやけど、しっかりとサポートしてあげて、就労支援というかその辺も定期的に、月に何回ぐらいそういう保護世帯を訪問されるようなシステムになってますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） ケースワーカーが今4名ですかね、それと今5月末段階で確か186世帯、233名の方が生活保護の受給をされております。ですから、その4名

の方でそれだけの方を全体的に見回るということは非常にやっぱり難しい。ですから、月に少なくとも1回程度は回っていけるような状況で回っているというのが実情かと思いません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 本当に、生活困窮者に対しては、やっぱりしっかりと相談ができるように、やはり月に1回や2回は相談、本当に悩み等を聞いてあげられるような態勢で訪問してあげていただきたいなど、その辺のスタッフに対してはそれなりの、今回4名。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 今回1名でございます。7月から3月までの9カ月間ということで、週3べんぐらいを想定して雇いたいなど。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 できるだけ、生活保護受給の世帯の方々の悩みなり相談なりを受けていただけるような態勢づくりを今後とも御努力していただくように要望して、この件に関しては終わるときです。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のことにかかわることがあるんですが、先ほどもありました消費者行政の支援員ということで、臨時雇用ということで、臨時職員ということでやっていますが、短期雇用ですか、この短期雇用ということの理由、根拠は何なんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） この就労支援につきましてはこれは100%補助で、国からの補助が来るということで、今回について新しくこういうふうな制度があるよと、セーフティーネットの関係だと思んですけども、それで今回22年度で、中途ではございますけどもそういうふうな形で補正予算をおかしていただいたと。ですから、これが来年以降続くのかどうかというふうなのは、ちょっとまだ見通しが見つからないというような状況か

と思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 消費者行政の方は。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 一応この件につきましては、相談員にはただ単に相談員になるからというて相談になりませんので、研修を受けに行ってもらいます。やっぱり相談員になるためには、いろいろ初級研修とか中級研修とかいうのがあって、こういった研修を受けますので、短期雇用賃金になっておりますが、我々としてはこの方に長くおってもらえれば市も助かるんじゃないかというような考えでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、短期雇用で対応できる、例えば商品券の売り出しの期間の決められたようなものであれば短期でもいいと思うんですけども、こうした高齢者に対するいろんな詐欺であったり、あるいは生活保護を受けている方の就労支援であったりというのは、短い間で解決ができることが可能性としては少ないんじゃないかと思うんです。ですから、臨時や短期という態勢というのは、国がつけてくれたから置くというような、予算があるから置くというようなもの、そんなものであってはいけないんじゃないかと。現実的に、高齢者の詐欺があったり、本当に就労困難な状況が続いている中での支援ということから見たときに、やはりそれをしっかり支える態勢、これが求められるんじゃないかなというふうに思っているわけですが、その点、今、部長、消費者行政については長期ですべきというふうにおっしゃったわけですが、今後そういう方向での基本的な考え方というのを生活保護行政についても持っていただけるのかどうなのか、全般的に市の態勢としていろいろ行財政改革ということで、職員を減らすというようなことに焦点をおいているわけですが、本当に市民の暮らしに視線を当てて対応していくという態勢づくりということが大事かと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 市単独でというふうなことになりますと、なかなか難しいかと思います。ただ、今回も緊急雇用創出事業臨時特例交付金というふうな形での制度に

乗っかってのことですので、これが今年度の方から具体的に始まったとそういうふうなことなんで。ただ、民主党政権に変わってますので、これ恐らくは自民政権時代に既に考えられていた制度だと思えます。ですから、民主党になって継続をされるのであれば、当然これは恐らく県の方で基金とかいうふうな形になってくるかと思えますので、継続して翌年度以降もこういうふうな施策がなされるのかなと。となれば、ある程度、臨時雇用ではありますけども、ある程度の年数は継続されるのではないかなという見込みは私どもは持っておるような状況でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、継続をしてやっていくということを願っていると。私は、それは継続をして、あるいは臨時的な対応というようなことではなくて、問題が解決するまで態勢をとってほしいと。国にあっても、そういう行政を展開してほしいというふうに思ってるわけですが、市の担当として、現状ケースワーカー4人態勢で226人の方のフォローをしていかなあかんという状況の中で、加えて就労支援というような新たな問題が出てきたんですね。この、不正受給がないような指導が必要であったりということから考えたときに、やはりもう少し厚みをもった生活保護行政ということが求められているのではないかなという思いを持ってるわけですが、担当としてはいかがでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 委員言われるように、我々担当部とすれば、本来でしたらケースワーカーというふうな人数をもっとふやして、もう少しきめ細かいサポートなりをしていきたいという思いはございます。ただ今回、就労支援という観点に立っての臨時雇用ですので、これはあくまでも可動年齢、我々50歳以下をターゲットにしておりますけども、その方について何とか1人でも2人でも就労していただくと、要するに生活補助が切れるような状況になればこれは一番いい話であって、そういうふうなことが、これは恐らく単年度で終わるとは我々は考えていないんですけども、来年度以降もこれはある程度続くんじゃないかと、今の経済状況を考えますと非常に厳しい状況ですので、これはしばらくは続くであろうというふうな思いは持っております。

○出田裕重委員長 ほかに。まだまだ質疑ございますか。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

 休憩前に引き続き、質疑を行います。

 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどの、生活保護総務費の臨時職員を雇うと、それともう1つは、消費生活相談員も臨時職員を雇うということになってますが、これ両方とも非常に個人情報、非常に外部に漏れたくないことが多い分野やと思うんですが、この職員を雇うときの雇用契約の中で、個人情報に対する取り扱いはどういうふうな規定をされてるかわかりますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 実際にまだ雇用してないので、契約書自体は原案的なもの私見てないんですけども、当然、臨時職員とはいえ地方公務員の縛りがききますので、個人情報については非常に慎重に扱うというのは、これは今、臨時雇用されてる方もすべてその網がかかっているかと思しますので、そこら辺については十分周知徹底して行っていきたいなとそのようには思っています。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 消費者相談の方は雇用契約しておりますが、内容についてはちょっと把握しておりませんが、相談員という名目ですんで、当然、個人情報は漏れたら困りますんで、それはそういったことで十分漏れないようなことで話しております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 退職されてからも、そういういろいろな情報をその人らは持っているわけですから、そこら辺もしっかりと契約で、退職後のことも内容的に外部に漏らさないということはもちろん要綱に入っていると思うんですけども、その点はしっかりと確認をさせていただいておきたいと、そういうふうをお願いをして終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
長船委員。

○長船吉博委員 9ページの、青少年教育費のわんぱく塾補助金150万円。これの、
補助してる団体数と、それとその活動しているメニューとをお教え願えますか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） わんぱく塾につきましては、わんぱく塾の運営委員会がござ
います。そこに補助をしております。

○出田裕重委員長 そんな答弁でよろしいですか。
長船委員。

○長船吉博委員 もっと詳しく。事業メニューも聞きよんねん。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 申しわけございません。事業メニューでございますが、こと
しは、例年行っておりますわんぱく塾ですが、対象が20人ぐらいの事業ですが、それが
五つか六つだったと思うんですが実施しております。それと別に、アジア子ども映画祭、
これを取り組んでございます。
以上でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 大概ファジーやの、五つか六つやてそんな、もう少しはっきり内容等
説明でけへんのかの。五つか六つしておりますやいうんやなしに。

○出田裕重委員長 どうですか、答弁。
教育部長。

○教育部長（奥村智司） わんぱく塾につきましては、子供農業体験、それから子ども
映画祭の各種ビデオの講座、それとまが玉づくり、それから夏休みの特別企画といたしま
して山の学園、そういったところでございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、これ参加者20人ぐらいでって言いよんねんけども、多分1事業に対して20人やと思うんやけども、この部長いわく5から6事業しとんねんと、それに対して総参加人数はどのぐらい参加されとるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 20人平均ぐらいだと思います。あと、今回上げております予算でございますが、これにつきましては、当初250万補助金いただいております、それで今回追加で150万というようなことでございますけれども、今、私申しましたわんぱく塾につきましては50万の補助金でございます、あと残りはアジア子ども映画祭向けの補助金というようなことで実施を計画しております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この運営母体、農業体験とか、ビデオをととか、まが玉づくり、山の学園、この運営母体は一つやっていうふうに言っておりましたけども、この南あわじ市の運営母体というのは、旧4町全体においての母体としてそこから20名しか来ないんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 運営母体は、南あわじ市一本でございます。それで、広報なんかによりまして募集をいたしまして、応募を待つとるというわけでございますが、それでかなり応募がそういうようなことで、そういうことでございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、福良で土曜チャレンジ教室というのしよんの知ってます。土曜チャレンジ教室に、参加者50人から60人ぐらい参加してくれよるんです。これも、ほとんどボランティアに近いことでやってくれよんねん、しれとうで2時間ほどやけどもな。それに、婦人会とか老人会とかいずみ会とか、そういう方々を講師に招いているんな活動をしとんねんけども、そこなんて補助ほとんど少ないですよ。だから、もう少し南あわじ市全体で20人、1事業20人やてちょっと寂しすぎるの違うかなと思うんやけども、そ

んなん感じません部長は。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 昨年までは、事業数もかなりふやした中で実施しておったわけですが、ことしはアジア子ども映画祭等のこともございますんで、そこら辺に集中して、今、実施してるところでございます。それで、先ほど言いましたけども、ビデオの講座等々を重点的に数をふやして、今現在回っておるといような所でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、部長の言い方やったら、今、教育委員会このわんぱく塾では、アジア子ども映画祭に主点をおいて、主軸をおいて、あとはどうでもええねんというようなとらえ方もされる可能性もあるで。やっぱり、事業として6事業7事業しよるんであつたら、それなりの各事業を一生懸命、教育委員会としても取り組んで、いかに南あわじ市の子供たちを体験、農業体験にしても、まが玉づくりにしても、山の学園にしても、募集の仕方に問題が僕はあるんかな、たかが20名しかこの南あわじ市から来ないというのは、やっぱり募集の仕方が悪いん違うかなと思うんやけど、そんなん感じません。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） そこらにつきましては、一度十分検討してみたいと思います。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 検討する段階やったら、もう少しまじめにこの事業を一生懸命思てるんやったら、何で20名しか寄らへんのか、どうしたところに問題点があるんか、そこらをやっぱり考えていってこそ事業の継続があるんじゃないかなと僕は思うんですけども、その点、今後よく注意して、本当に南あわじ市の子供を育てるんやという使命感なり、そういう気持ちで当たってもらわな困ると私は思っておりますので、よろしく願いして終わっておきます。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の、わんぱく塾に関してですが、平成21年の事業メニューと22年のメニューとは大分数が違うんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほども答弁させていただきましたように、若干少なくなっております。わんぱく塾の中では。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 若干というのは幾らですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 21年度は、いろいろ細かいものも入れまして20程度あったと思うんですが、今、先ほど言いましたように五つか六つの事業に絞っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 20が五つか六つ、若干じゃなくて大幅な減少ですね。だから、映画祭に重点を置いたということで、今後も映画祭に重点を置くとすると、他のメニューよりはこのアジアの映画祭に進んでいくということになれば、この減った状態でいくということになるわけですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） ことし、来年はそういうふうになると思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、アジアの映画祭はことしと来年だけの取り組みですか。今後、継続して力を入れるということじゃないんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） アジア子ども映画祭は、こちらだけの取り組みではございません。ただ、そのわんぱく映画祭につきましてはことし1年、今、言ったような状況で実施させていただいて、いろいろ検討を加えたいとこのように考えております。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 関連で、私も部長をサポートするわけじゃないねんけど、私自身わんぱく塾に参加されとる親御さん等々から、かなり本当に地域というか屋外体験等々ができる有意義な活動であるというようなことを、部長、私は聞いとんねん。西淡町、主にわんぱく塾というのは、旧町の西淡町から始めとった事業やと思うんで、例えばスキーに行かれたりとかさまざまな、そして市のケーブルであるとか、文字放送、それとか広報とか、そういうやつで啓発というかそこらもやられとるし、事業自身は私も何ぼ事業しとんか把握はされてないねんけど、参加されとる親御さんからは、継続というか、かなり野外活動等々を通じて子供たちの教育ができるというようなことを私自身は聞いとんねんけど、部長、ここらしっかりと、部長ももうちょっと事業メニュー等々をしっかりと、先ほどの答弁聞いておったら、本当にもう少ししっかりと把握していただきたいなというような思いがしますんで、部長、今後とも親御さんたちは比較的本当に喜んでるといのは私は伝えときますんで、事業の継続等々をしっかりと取り組んだってください。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 十分検討していきたいと、このように思っております。

○出田裕重委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 9ページ、そのわんぱく塾の上やねんけども、人権教育推進費、これどういう事業されてるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほど、歳入の方で説明申し上げました、その事業の歳出する部分ということでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 歳出の方で、補助金ということでしたよね。補助金というのは、どういう縛りがあるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） この補助金といいますのが、地域子育て創生事業ということで、その地域の創意工夫によりまして地域の子育て力をはぐくみ、人材の育成、コミュニケーション活性化を図るというようなことで、自治体に、教育委員会の補助金だけということではなしに、子育て支援活動する部分に対して市の方に補助金を受けておりまして、今回は我々の教育委員会の部分と、健康福祉部の子育ての部分とで分けて補助をいただいております。そういうようなところでの補助金でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 歳入の受け入れ態勢の整備事業に対してしてくれてるんですよ、これ。整備事業が講師謝礼、いわゆる講習会等によってほとんど終わってしまってるということだから、いわゆる受け入れ態勢の整備、それが本当に整備になってるのかな。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほど言いました受け入れ態勢なんですけど、受け入れ態勢の拠点になります協議会なるものを立ち上げてございます。それで、そこに来ていただく大学の先生とかの謝礼。それと、受け入れ態勢の関係の整備といいましても、先ほど言いましたように、例えば就学指導でありますとかそういうようなところで子供の指導に当たるわけでございますが、やっぱり通訳の方とかがおります。要は、そういった子供が学校で勉強できる、そういうような状況をつくる、そういう整備というようにところで、そういうような形の補助に当たっていただく方の謝礼なり旅費が多く計上されているというようにございまして。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 多く計上されてるということなんですけども、これは当初予算にも出とったんかな。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 当初予算にはございませんでした。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、100万円の事業なんですよね。ということは、本当に年間何回開催するんです、これ。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 講師、補助に当たっていただく方の分につきましては、15回か6回程度の講師謝礼、それとか旅費等をみております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 大学講師や通訳や、十五、六回来て謝礼金として46万7千円と。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 大学の先生等々につきましては、年に2回程度の協議会に来ていただく部分でございまして、今、僕言いました十五回、六回といいますのは、通常学校で実際補助に当たっていただく方の謝礼なり旅費というような意味でございまして。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その都度、その都度、これ今からやったら半年分ぐらいと思うんですけども、そこでいけば月に2回ないし3回、それでいわゆる態勢の構築ができますの、これ。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） それだけでは、多分に、なかなかしにくい点もあるかと思うんですが、同時に県の方でサポート共生事業とかいうようなもので、県の方も合わせてそ

ういうふうな事業に取り組んでおります。それで、合わせてこういうような形で全体的にサポートしていこうというようなことでの事業でございます。

○北村利夫委員 終わっときます。

○出田裕重委員長 ほかに質疑はございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第44号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は、午前11時30分といたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時30分)

1. 付託案件

- ① 議案第45号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第45号、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これは、育児休業に関連する関係の条例改正ですが、そもそもの育児休業ということについてお尋ねしたいのですが、この育児休業については、公務員の場合は3歳未満までの公約するということになっておりますが、育児休業法では1歳未満ということになってるかと思えます。その差は、どういうことから生まれてきてるのでしょうか。

○出田裕重委員長　　総務課長。

○総務課長（佃信夫）　　ただいま御指摘がございましたけれども、地方公務員における育児休業に関する取り決めについては、地方公務員の育児休業等に関する法律で決まっています。現在、育児休業制度を初めとする子育て支援の充実については、少子化がさらに進行する中で社会全体の喫緊の課題であると考えております。その中で、公務員制度における育児休業の制度については、民間を含め社会全体に対しての方向性を示すということで、先導的な役割を果たしているということでの制度であると理解をしております。

○出田裕重委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　公務員の場合は3年で、民間は1年ということであります。先導的ということは、やがては民間も3年という、3歳未満に変わるということですか。

○出田裕重委員長　　総務課長。

○総務課長（佃信夫）　　現在、社会の流れというか、そういう民間でも、法律では1年でございますが、大手企業になりますとそれ以上の制度を構築しているというところもございまして、先ほど上げましたように国家公務員、また地方公務員の方で3年ということでの子育て支援をするということが、社会全体につながっていけばということでの意味でございまして。

○出田裕重委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　3歳未満までという、それが一日も早く社会的に平均的なものとなるようにというふうに思うんですが、これは市の課題ではないのかもわからないんですが、もし市において民間の中でそうした縛りのない状態というのが続けば、育児についていろいろ障害が生まれて、子育て支援といいながら少子化対策をとってもプラス効果が薄

いということであれば、市としても独自の対応ということも考えられるのではないのかなというふうに思ったりもするわけですが、その点いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 答弁される方。
総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 健康福祉部の少子対策課の方で、この民間企業に対するそういう助成施策という部分での少子対策の中の育児休業も含めた女性の雇用、再雇用、あるいは出産による休暇のあとの取り組みといったことで、何社かの企業の方々が入ってのそういう一つの話し合いの機会をつくっていただいておりますというふうな形で認識しております。ただ、それが全市的な広がりになっていくのか、先ほど若干答弁もありましたように、大手の方は相当充実してるところもあれば、必ずしも中小企業ではそこまでいかないという社会経済的な理由等もあるかとも思うんですが、そこらについては少子対策課の方でさらに大きな広がりを持っていけるように、粘り強くそういった取り組みをしていただきたいなというふうなところの部分は持つておるところでもございますし、努力もしていただいているものと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、育児休業に関する法律というのは1991年に制定されたというふうに聞いているわけですが、この1年と3年というのはいつごろから生まれてるんですか、1歳未満、3歳未満。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 地方公務員法が、地方公務員の育児休業に関する法律ができたのが平成3年でございますので、平成3年からでないかとは思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、平成3年ということは1991年になると思うんですね。ということは、19年たってその差は縮まってないと、いつになったら縮まるのかなど。努力されているということですが、その努力の跡が、成果というか見られないということですので、やはりこれは民間と公務員との差、民間より公務員の方が少ないわけですから圧倒的に民間なので、この差があるということはやはり非常に問題が大きいと。社

会の方向性として3歳未満ということにあるのであれば、やはり一刻も早くその差を埋めるということが求められてると思うんですね。国や県がしないのであれば、南あわじ市というのは非常にこういういろんな対策の中で、県や国の補いの努力をすることによって一生懸命やっていくという市のスローガンとして、何らかの方法でこの差をもう少し縮めるための努力、また国や県に対してもちゃんとした対応を求めていくということが今後必要になるのかなということだと思いますが、まずはその点いかがですか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 当然、国の施策としてこういった先導的に、公務員が先導していくというふうな位置づけの中で法律も施行されたと思うんですけども、現実問題としてそれらがまだ20年近くたって差が縮まらないといったところ辺については、非常に市だけでどうというようなことではなくて、国としてもそれなりの努力もしてる中ではと思うんですが、この20年間の中で大きな経済的なあるいは社会的な変貌等もございましたし、そういった中でそれらの法律の中身がついていかないという現実があるのかなと思います。ただ、市が単独でそれをするというようなことになれば、どういった形でのような経費が必要なのか、それは対象企業、あるいは対象経費といったものがどの程度になってくるか考えるまでに至らないというような状況にもございますし、ですが先ほど申し上げましたような形で少子対策課として、市が企業に対してそういった働きかけをしていくということについては今後も努力していく、それしか現時点ではないのではないかなと思っていますところでもございますが、引き続き努力をしていくようにしていきたいというのが少子対策課としての、あるいは健康福祉部としての取り組みかと思っておるところでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 根幹の部分は、国の責任ということになると思いますので、それはもうこれぐらいにしておきます。

もう1点ですが、この育児休暇、休業を取得した場合、民間は取りにくいという部分もこれも格差としてあると思います。そういうのが、3歳、1歳ということになってると思うんですが、市の職員の場合、休業した場合の賃金保証ですが、どのようになっているでしょうか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 基本的に無給でございますが、その休暇してる1年間までについては共済で保管する制度でございます。金額からすれば2分の1、100分の50というのが給付でございます。この制度については、平成22年4月1日に制度が改正されて、支給は同じでございますが、その以前は育児休業中に30%、育休復帰後20%がいただける制度でしたが、この平成22年4月1日からは、育児休業中50%ももらえるというような制度に変わっております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、賃金として共済から50%出ると。そして、この育児休業については育児休業基本給付金というのが出ると。これは、上限が30%というふうになってると思います。ということは、これを受けるとした場合、共済から50%と職員の場合あとプラス30%ということで80%受けられる、上限になるということではないんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 全体で50%ということでございます。民間も、雇用保険で同じ様な制度がございまして、平成22年4月1日から共済制度と同じように改正されております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この育児休業基本給付金というのは、30%出るというふうになってないんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 平成22年4月1日までは30%で、復帰後20%ということで、合計50%というのが制度でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとよくわからないんですが、共済というのは市の職員の分ですね。公務員の場合は育児休業基本給付金というのはいらないということですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） ちょっとすいません、ごっちゃになってると思うんですけども、共済の方から、先ほど言ったように、育児休業中に30%と復帰後20パーセントいただいていた間が、この平成22年4月1日からは、育児休業中50%をいただけるという制度に変わったということでございます。それが、民間になりますと、雇用保険制度でもそれがございますというお話でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、これは臨時職員に適応されるんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 平成21年4月1日から、臨時職員の方にも育児休業制度を創設しましたので、当然、雇用保険負担しておりますので対象となっております。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 育児休業等々、やっぱり本当に男性であれ女性であれ、子育てに少子対策に、上級法の改正で常用されたと。実際、私も公務員しとったときにこういうような制度があっても、なかなか男性社会なんで育児休暇が取得しにくいというような状況にあるねんけど、市の方としては、育児休暇とか時間給とかいうやつは、取得状況をちょっと教えていただけますか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 現在まで、女性の方の育児休業については100%取得してございます。平成22年の6月21日きょう現在、育児休業取得者が11名おります。部分休業取得されてる方も3名ございます。

以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 男性の職員は。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 残念ながらございません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 一応、そういうような休業がされとつても、やっぱり男性の方は取得されてないような現状というような認識でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） もちろんそうでございますが、実績はございません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、法的に整備されとるようなそういう制度であっても、それを取得することによって本人の、副市長にお尋ねするねんけど、昇任とかそのあたりにも影響はされるのですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今まで現実になかったわけですから、そういう対応はないわけなんですけど、今後もそういうことがあつてもそれは制度上取れるわけですから、その中に、条件の中に入れたらいかんと思っております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も、法的にはこういう休業制度があつても、なかなか公務員であれやはり休暇、育児休暇等々を担保されてるような状況でも取得しづらいような今日の社会情勢があるわけですから。そこらを、積極的に取得しやすいような環境を整備せんなんのかなと思いつつ、その辺がやっぱり法を整備されたかといつても、やはり日本の勤労というかそういう条件の中で、非常に男性が子育てに対する休業というか、育児休暇等が取得

しづらいようなまだまだ社会構造にあると思うんですけど、やはり市内においても全く男性職員が取得されてないというようなことはいかかなもんかなと思うねんけど、その辺はあえて、3歳や1歳というのは男の人が取ってないということなんで、これ以上私の質問が広がっていかんねんけども、それはもうこれで終わっときますわ。

○出田裕重委員長 ほかに。
 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 本当に、若い夫婦にとっては、仕事と子育ての両立というのは非常に問題、大変な問題になってると思うんです。この法律改正で、これは休日も含むんかと思えますけど、残業、本人の申告があれば残業させることができないと、あるいは早出はできない、あるいは休日出勤を指示できないというこんな話かというふうに思うんで、これはなかなかありがたい話だと思うんですけど、実際に運用していく場合、組織にとってこの辺が何か問題とか、あるいはどうしても残業したいときに、あの子は出勤できない残業できないというそういう組織的な問題とか、何かそんな問題が現実に出てこないかというのは心配するところあるんです。恐らく、本人にとっては大変な状況で残業できないと言っとると思うんですけど、組織としてみれば、なかなかその辺はそうもいかんというケースが出てくるんじゃないかと思うんですけど、その辺の運用上の問題というのは何か心配されることはないでしょうか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 現在の、今おっしゃっていただいた制度について、職員についても周知もさせていただいておりますし、皆さん知って働いている現状でございます。現在においても、例えば妊娠された方がいらっしゃったら、その方に対するその所属における課長等の、所属長の配慮は十分されてるものと考えておりますし、今後とも、もちろんその制度以前の問題で、そういう方々については十分配慮した中での勤務をしていきたいと考えております。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もう1点だけですけど、どうしてもきょう残業しないといけないと、全員が。そうしたら、例えば8時までかかるとか、例えば7時までかかるとかいう場合というのは、保育所の方の態勢というか何かそれに対する対応というのはあるんでしょうか。その辺御存じ、わかりますか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 保育所でも、延長保育というのがございますし、その中で、その日に急な用務があつて申し出た場合、恐らく受け入れていただけるものと考えております。

○柏木 剛副委員長 終わります。

○出田裕重委員長 ほかに質疑はございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第45号、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第46号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 次に、議案第46号、南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います、質疑はございませんか。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第46号、南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

③ 議案第47号 南あわじ市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 次に、議案第47号、南あわじ市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑はございませんか。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第47号、南あわじ市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第48号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 次に、議案第48号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般質問でもあったわけですが、この費用弁償の金額については、報酬審議会で議論をして決定をするというような話があったかと思いますが、今回、条例改正については報酬審議会に検討を求めたりという手続は必要なかったのでしょうか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 今回の改正につきましては、先般、5月20日の臨時議会で専決処分の御承認をいただいた、いわゆる執行機関の附属機関たる審議会等の設置にかかわる条例ということで、その当時その方針については、条例規則その他の規定により設けた委員及び委員会の構成員の職というところの8,000円というところに位置づけておった委員会等の委員の報酬でございます。それを、明確に区分をして、今回制定させていただいたということで、前置きが長くなりましたが報酬審議会には諮っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今後、この附属機関の委員に対する報酬について、審議会に諮るといような計画はありますか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 全体に対して、報酬審議会の方で諮っていただく予定となっております。

○出田裕重委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第48号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りをいたします。6月28日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 という声がありましたので、委員長・副委員長に一任させていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○出田裕重委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表ということでございますが、このとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 議長に提出をさせていただきます。

3. その他

○出田裕重委員長 次に、その他に入ります。

その他ございませんか。所管内で、よろしく申し上げます。

長船委員。

○長船吉博委員 入札制度についてちょっと質問したいんですけども、最低制限価格制度を導入、平成20年4月からして約2年が過ぎております。執行部として、この最低制限価格を設定した制度について、どのような感想をお持ちでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 最低制限価格の設定の状況なんですけども、やはり厳しい入札の競争が行われております。やはり、ダンピングなりの中で、なかなか厳しい入札結果になっております。ですから、最低制限価格を設けることによって、それぞれの受けた事業者にとってはある程度安心されたのではないのかな。あるいは、一つの価格というのが設定されたことにある程度の理解が得られておるのかなと、こんな思いをしております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 業者にとっては、ある程度の効果があったのではないかというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 私も、そういうところがあるというような認識はしております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この、最低制限入札価格が設定されてから、ちょっとこうずっと調査させていただきました。その中で、やはり平成20年4月当初はかなりのお金の差が大きくありました。最近、約1年半、2年ぐらい前から、非常にその差額がどンドンどンドン

縮まってきている。この点について、財務部長どんなふうに思っておられるでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 最低制限価格の設定も、半年間の施行を経たりしながら改善をしてきております。今の状況を申し上げますと、入札の案件によっては偏ったようなことはないと思うんですけども、今、議員御指摘のありますように、かなり入札の結果を見てみますと、金額的ないわゆる幅の小さい入札結果になっておる、そういう印象は持っております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 淡路島内3市とも比較させていただきました。その中で、南あわじ市が突出して差が低いんですよ。一番差が大きいのが、洲本市が大体267万1,171円、これ大体の平均なんですけども、2年間ぐらいの平均で取ってきておるんですけども、そして淡路市が86万120円、そこへもってきて南あわじ市は何と14万2,762円。突出して差が低いんですよ。そんな中で、県の入札もちょっと調べさせてもうとるんですけども、比較させてもうとるんですけども、案外、南あわじ市で落札している業者が県においては落札が少ない、比較すると少ない、これはどういう現象なのか。また3市の中で、南あわじ市が突出してこの差が小さいというのもなぜなのかという疑問というか、疑問点が出とるわけですよ。この点、財務部長、気がつきませんか、なかったですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 洲本市、あるいは淡路市の状況というのは、私そこまで細かく見ておりません。今の南あわじ市の状況の14万余りのお話でしたが、これは私もそこまで調べたことはございません。ですから、この辺、おっしゃってますすべての入札案件すべてのことなのか、ある程度絞られた中での平均なのかというのもちょうとわかりませんので、今の時点ではちょっとお答えしがたいです。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この、工事の入札における工事、一つの工事に対しての積算価格の計算方法、市も県も他市もほとんど同じですよ。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） いわゆる、国の補助事業に関係するような事業についてはほとんど同じやと思いますが、市の単独事業については、ややもするとちょっとは違いがあるかなとは思っています。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 同じの積算方法を取り入れて、これだけ違うというのも、本当に私自身すごく疑問を持っております。そんなところで、きょう質問したのは、ある部分、これうわさなんですけども、南あわじ市と淡路市が情報漏れがあるん違うかという業者間でのうわさをしているというふうなことを耳にしたんで、こういう質問もしておるんですけども、そういう情報の漏えいやなんて、必ずそれはもう絶対ないと私は信じておるんですけども、部長この点いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） この件については、当然、我々公務員として、いわゆる守秘義務というのがまず前提にあります。なおかつ、南あわじ市の場合は、いろんな形で決済をとる場合、各分庁舎からいろんな調書が流れてきます。ですから、そういう部分については、極力守秘、秘密が守れるような形で現在も取り扱いをして常に改善を行っております。そんなことから、当然そういうような情報漏れというのはないと思うように思っております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当然、無いということを信じております。そこで、ちょっと入札について方法、入札についてお聞きしたいんですけども、今、入札について各分庁舎からそういう情報を各庁舎に回って、それで予定価格それから最低制限価格を設定していくと思うんですけども、入札前に応札前にその予定価格または最低制限価格の設定した部分をだれが入れとるんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 私です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 大体、入れるのはどのぐらい前に入れるんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 入札執行日の当日の朝でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今回、6月17日に入札がありましたね。それも、こうして調べさせてもうとるんですけども、平均価格が大体12万円ほどやと、さっきのこの平均と一緒にぐらいいの入札になっておるわけです。そんな中で、委員長、これは一つの提案なんですけども、今この総務委員会、新人の議員さん3人来ております。1度、次入札、今回6月17日に大体全部で15件ぐらいあったんかな、入札1日でそれだけあったんです。そういうなんを、総務委員会で1回調査、見学に行つてはというふうな思いがあるんですけども、これを提案して皆さんと協議していただきたいと思うんです。

○出田裕重委員長 大変ありがたい申し出でございますのでまた。そういう提案がございましたが。

また、日を改めて1度副委員長と相談して日程取りながら、もちろん執行部と日程調整しながら申し出したいと思ひます。よろしいですか。

長船委員。

○長船吉博委員 その旨よろしく頼みまして、この質問をとりあえず終わつときます。

○出田裕重委員長 質疑続いておりますが、続行したいと思ひますが御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 ほかに、その他ですが。
谷口委員。

○谷口博文委員 その他で、私自身もちょっと広域消防のことについて、市民の声というかそこらが非常に言いづらいんですけど、やはり3市の中で消防力というか人員の配置等々に対してかなりの差があると。活動部隊でいえば、南あわじ市が活動でいえば38名の職員であって、淡路市さんが49名で洲本さんが59名、これはあくまでも本部機能を除いた本当に出ていく活動部隊の人員がそれだけの差があると。長船議員さんなんかもよく言うように、3市の中で救急車の台数が若干少ないと、救急件数等々を見とつても、南あわじ市、緑町の方は洲本のエリアというか救急出動エリアになつてございますが、やはり1台あたりの稼働率からいえば市内が700件以上1台の稼働率があつて、ほかの淡路市、洲本市に比べたら非常に南あわじ市内の救急車1台だけの稼働率が高いと。きのうの交通事故伊加利でも交通事故があつたときには、市内にある配置されとる救急車2台とも同時に出動するようなケースが多々あつて、本当に南あわじ市内に救急車の空白の時間帯が非常に多いと。やはり、今から高齢者を迎えた上で家族構成が変わつてきて、通常大家族、昔のような状況だったら子供が親の急病等々で搬送しておつたような事案なんかでも、やはり高齢化社会を迎えた上で、非常に救急車に対する市民からのいろんなニーズがふえてきつるような状況にあつて、私自身は広域消防の定数というのは204の定数があつて現在186というような人員配置でやつとると。18億ちょっとの予算規模でやつとるような状況にあつて、せめて財政的には南あわじ市が3・3・6・7方式で比較的財政指導しとるにもかかわらず、職員の配置また救急車の配置が少ないと、せめて10名ぐらいを南あわじ市の方に救急車と、例えば緑庁舎であつても構わんねんけど、そこらを組合議会の方で検討してもらつて結構なんやけど、やはり市内の最後のセーフティーネットというか救急医療のことを考えれば、私自身からこんなこと言うのは非常にあれなんやけど、せめて救急車もう1台の配置と職員10名の配置を、今、行財政改革等々で市の職員は600人から500人というように削減しとると、そやけど広域消防の方は本当に今一番困つたところへ出動するような隊に対して人員が不足しとると、せめて204の定数そこまで僕は増員せえ言えへんけど、やはりもう10人ぐらいは、均数というか淡路市さんとか洲本市さんからのバランスで、由良出張所削減してこっち持つてこい言うたらバランスはとれるねんけど、配置する出張所閉め言うたら非常に問題があると思うんで、やはり南あわじ市の方に救急車1台と10人の職員増員を要望したいねんけど、これはだれに言うたらええねん。市長、議長、委員長、副議長やけど、防災課の答弁をお願いします。

副市長の答弁をお願いします。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） その話は以前からずっとお聞きもしておりますし、私ところの市長が消防の管理者でもございますので、十分にそういう話は認識はいたしております、広域消防につきましては一部事務組合でやっておられますので、そういう中でも市長の方は提案はしておりますが、なかなかそういうところに至ってないのが現実でございます。少なくとも、広域消防の中には整備計画という計画があって、その計画のとおり動いておるといことも御承知やと思いますが、その計画を直さない限りこれができないと思います。従いまして、これからまた後には広域消防の事務組合の議会もあろうかと思しますので、今度は総務委員長さんもその議員になっておられますので、谷口議員のことを代弁して一度その議会で発言をしていただいて、広域消防の考え方を聞いていただくということがルールではないかなというふうに思います。言われることはよくわかっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 本当は、私が言うところなしに市民が、本当に空白の時間が多いのだけ、副市長、それだけ理解しとっての。やはり、南あわじ市に救急車がいてないケースが多いと、それだけ人口配分で大体救急件数出すさかい、実際。大体、5万おると4万何ぼだったら5万おる方が件数が多いんやさかい、ここで2台しかなかったらどないしようも空白の時間が多いと、ほんなら困ったときに救急車要請したときには、遠方から来たら救命率いうか、私はこれ市民を代弁して言いよんねんさかい、これはしっかりと副市長もその認識だけ持とってくれよ。僕は、それだけ特にお願いしといて終わりますわ。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 副市長、今、整備計画に基づいて進んでおりますと言いましたよね。決して、その整備計画は私ずさんやと思うんですよ。1市10町のと看、のときを計画しとるけども、もう目と鼻の先に3市になるということもわかっておるのに、いまだに1市10町のままの整備計画なんですよ、3市としての考え方の整備計画でないわけです。3市になる前に3市になるのわかつとんやから、合併協議会等々でわかつとんやから、それなら何で3市になったらこういうふうにしましようとか、3市としての整備計画が全くできてない、お粗末。そこら一つ改善してほしいなというふうな思いがしておりますので、整備計画にのっとしてというのはわかるんですけども、その整備計画がずさんだということも覚えておいてください。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗）　　私が聞いておるのは、1市10町のときにつくったものだと思います。ただし、南あわじ市になって変える必要があるのかどうか、淡路全体が整備計画のエリアなんで、先ほどおっしゃったように緑は洲本の消防署のエリアだというふうに聞いてます。大体、島内全部が15分体制の中で動くというふうなことです。そういう話を出すと、南あわじ市では現にそういう人員やけども緑エリアは本署でやってるよと。その分はどうカウントするかというような話が出てきますので、そういうあたりは私どもも言いますが、やっぱり一部事務組合の議会でもあるわけですから、そういうところでおかしいやないかと、南あわじ市の考え方はやっぱり発言をしていただいて真意を聞いていただくと、真意を聞いていただいて改善が可能なのかどうかということをやっていたかないといかんのではないかなと思いますので、今後の議会に期待をしたいと思います。

○出田裕重委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　十分、南あわじ市の言い分として、私は主張をするべきは主張すべきやと思いますんでそこらをしっかりと、組合議会の方に選出されとる議員の方もそういう認識を持っていただくとともに、市の幹部連中もそういうふうな状況であるという認識を持ってもらうがためにあえて発言したんで、その辺は執行部ともどもそういう認識を共有することによって、南あわじ市から一部事務組合の広域消防の方へ大きな声で要望をしていただいて、そういう人員を配置してくれることによって、市民が安全で安心して暮らせる南あわじ市になりますんで、その辺をしっかりと情報を共有するという意味合いで持って本日は発言させていただきましたんで、その辺また皆様よろしく願いいたします。

○出田裕重委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長　　ないようでございますので、それでは執行部から報告ありましたら、防災課長。

○防災課長（松下良卓）　　7月4日に、市の消防操法大会がこの三原川河川公園で行われます。総務の委員の方々には、全員御案内を出させていただきます。また、議長にも合わせて御案内を出させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○出田裕重委員長　　ほか。

それでは、閉会をしたいと思います。

すみません、時間を延長いたしまして御協力ありがとうございました。

柏木副委員長から、閉会のごあいさつお願いいたします。

○柏木 剛副委員長 お疲れさんでした。執行部の皆さん、議員の皆さん、本当に長時間お疲れさんでした。これをもちまして、本日の総務委員会閉会します。お疲れさんでした。

ありがとうございました。

(閉会 午後 0時20分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 6月21日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重